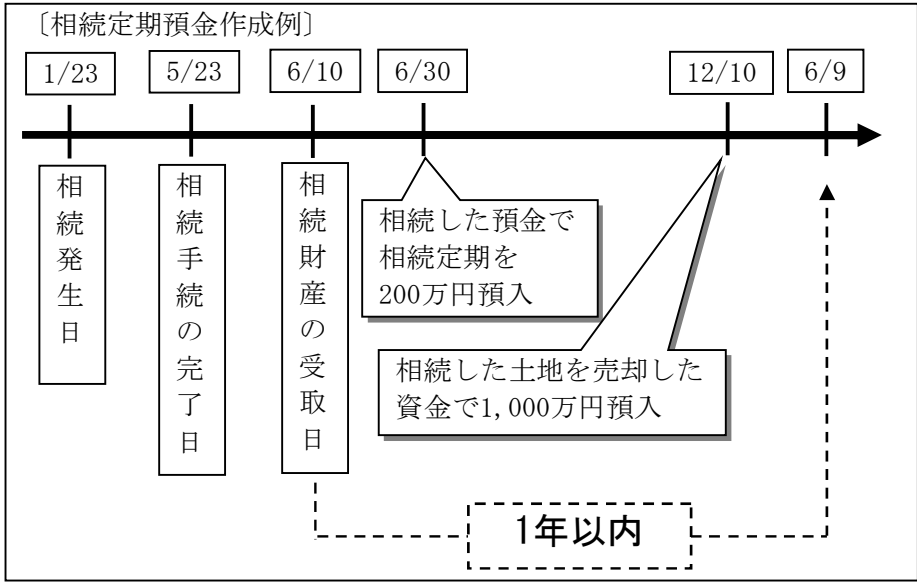


相続定期預金

(2022年4月1日現在)

1. 商品名	相続定期預金
2. ご利用いただける方	<p>相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人の方</p> <p>※相続手続き完了（遺産分割協議の終了等）の判定は相続手続き完了日（相続預金の口座入金、不動産・株式等の名義変更）または相続財産受取日のいずれかの日から計算いたします。詳しくは下表の相続定期預金作成例をご参照ください。</p> <p>※他金融機関で相続手続きを行い取得した資金も対象となります。</p> <p>※相続により取得した預金の他、死亡保険金、不動産、株式などの換金代金も対象となります。</p> <p>※相続定期預金の作成には、後記4. の書類が必要となります。</p> <div data-bbox="507 750 1428 1332" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〔相続定期預金作成例〕</p>  </div>
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・預入期間 1年 ・お預け入れ時に元金継続または元利継続をお選びいただけます。 ・相続定期預金としてのお取り扱いとは初回の満期時までとなり、自動継続後は通常の定期預金としてお取り扱いいたします（自動継続後の金利に上乗せ金利は適用されません）。
4. 必要書類	<p>ご本人様確認資料・お届け印のほか、以下①から③の内容が確認できる資料をお持ちください。</p> <p>※なお、当庫で相続手続きをされた方は、以下の確認書類は不要です。</p> <p>①金融機関での相続手続き完了時期 例 i : 金融機関に提出した依頼書の写し 例 ii : 被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し</p> <p>②お預け入れされる方が相続人または受遺者であること 例 i : 戸籍謄本の写し 例 ii : 遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言検認済みのもの）の写し</p> <p>③お預け入れ原資を相続により引き継いだこと 例 i : 金融機関発行の領収書等の写し 例 ii : 遺産分割協議書の写し 例 iii : 保険会社より送付される「支払通知書」</p> <p>※契約時に追加の資料をご提出いただく場合がございます。詳しくは営業店までお問合せください。</p>

5. お預け入れ	
(1)お預け入れ方法	・一括してお預け入れいただきます。
(2)お預け入れ金額	・スーパー定期（単利型）：1円以上1,000万円未満（1円単位） ・自由金利型定期預金：1,000万円以上（1円単位）
6. 払い戻し方法	・満期日以後に元金とお利息を払い戻しいたします。
7. 利 息	
(1)適用金利	・お預け入れ時の預入期間1年のスーパー定期または自由金利型定期預金（大口定期預金）の店頭表示金利に年0.1%（※）上乗せした金利を満期時まで適用します。 ※上乗せ金利適用期間は2022年4月1日から2023年3月31日までとなります。 ※金利環境の変化等により、予告なく内容・条件を変更したり、お取扱いを中止する場合があります。 ※他の金利上乗せ定期預金との重複適用はできません。
(2)利払い方法	・満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・元金継続時における自動継続時のお利息は、ご指定の普通預金口座にご入金いたします。
(3)計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
8. 税 金	20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%） *復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 *マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。
9. 手 数 料	_____
10. 付加できる特約条項	
当座貸越	・自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになること。当座貸越といいます。）を利用することができます。 ・総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の90%（千円未満切り捨て）または300万円のうちいずれか少ない金額とします。 ・貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率となります。なお担保預金が複数ある場合は定期預金利率の低い方から適用されます。

11. 満期日前解約(中途解約)の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約(中途解約)する場合は、次の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻しいたします。 <ul style="list-style-type: none"> ①中途解約日までの預入期間が6か月未満 中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率 ②中途解約日までの預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×50%
12. 預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内(1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息)で保護されます。
13. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。窓口にお問い合わせください。 【中央労働金庫ホームページhttps://chuo.rokin.com】
14. 苦情処理措置(ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【お問い合わせ窓口：お客様相談デスク】 0120-86-6956 受付時間 平日 午前9時～午後6時 【苦情相談窓口：お客様サポート】 0120-851-581 受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、当金庫の相談・苦情等への対応については、「相談・苦情等に対する取組の概要」を公表しておりますので、窓口にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。
15. 紛争解決措置(第三者機関に問題解決を相談した場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249)で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫「お客様サポート」または下記ろうきん相談所にお問い合わせください。 ・また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫「お客様サポート」またはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時
16. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。 ・一部払い戻しはお取り扱いできません。

中央労働金庫